

指 定 通 所 介 護 運 営 規 程

社会福祉法人 静方会
静方園 通所介護事業所

第 1 章 事業の目的と運営の方針

第 1 条（事業の目的）

社会福祉法人静方会が開設する静方園通所介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態と認定された高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な通所介護を提供することを目的とします。

第 2 条（運営の方針）

事業所は、介護保険法の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、通所介護計画に基づいて必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図るよう支援します。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市・町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第 3 条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名 称 静方園通所介護事業所
- 二 所在地 広島県福山市神辺町字湯野 3 0 番地 9

第 2 章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第 4 条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1 名
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師又は准看護師 1 名以上
健康チェックを行うほか、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行う。
- 三 介護職員 5 名以上
利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行う。
- 四 機能訓練指導員 1 名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 五 生活相談員 1 名以上
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。

第 3 章 営業日及び営業時間と定員

第 5 条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 一 営 業 日 月曜日から土曜日
但し 1 2 月 3 1 日～1 月 3 日は休業いたします。
- 二 営 業 時 間 午前 8 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までとします。

三 サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分まで

第6条（利用者の定員）

事業所の利用定員数は、

月曜日から土曜日は1日35人（介護予防相当通所サービス利用者を含む）

ただし、災害そのほかやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

第4章 設備及び備品等

第7条（食堂）

事業所は、利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

第8条（機能訓練室）

事業所は、利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

第9条（相談室）

事業所は、利用者に対する指定通所介護に供するための相談室を設けます。

第10条（その他の設備）

事業所は、その他に静養室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えます。

第5章 同意と契約

第11条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第12条（受給資格等の確認）

事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第6章 サービスの提供

第13条（通所介護の内容）

事業所は、通所介護計画に基づいて、必要とされる入浴介助、健康チェック、食事提供、機能訓練、送迎、を実施します。

第14条（サービスの取り扱い方針）

事業所は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

3 事業所は、サービスを提供するに当たって、その通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

4 事業所は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇

上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

- 5 事業所は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、通所介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第15条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、福山市の区域とします。

第16条（利用料及びその他の費用）

通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
 - 二 おむつ代、実費
 - 三 その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。
- 5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について文書により説明し、利用者又はその家族の署名・押印等で同意を得ます。

第17条（利用料の変更等）

事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 留意事項

第18条（食事）

通所介護利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所が提供する食事を摂取していただきます。

第19条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所に限ります。なお所定の場所以外は禁煙にご協力をいただきます。

第20条（飲酒）

通所介護利用中の飲酒は厳禁です。

第21条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

第22条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第23条（利用者に関する市・町への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市・町に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従業者の服務規程と質の確保

第24条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第25条（衛生管理）

事業所は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し従業者に対し研修を行います。

- 2 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

第26条（従業者の質の確保）

事業所は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

第27条（個人情報の保護）

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業所は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第28条（虐待の防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものと

します。

第29条（身体拘束の禁止）

事業者は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

第9章 緊急時、非常時の対応

第30条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第31条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市・町及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第32条（非常災害対策）

事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

第33条（業務継続計画の策定等）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

- 2 介護支援専門員に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
- 3 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

第10章 その他

第34条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第35条（勤務体制等）

事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 事業所は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第36条（記録の整備）

事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

第37条（苦情処理）

事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市・町職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市・町からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、広島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第38条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第39条（協力医療機関等）

事業所は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

- 2 事業所は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第40条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人静方会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行します。

この規程は、平成15年 4月 1日から施行します。

この規程は、平成15年 7月18日から施行します。

この規程は、平成17年10月 1日から施行します。

この規程は、平成17年12月 1日から施行します。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行します。

この規程は、平成19年10月17日から施行します。（全面改訂）

この規程は、平成20年12月20日から施行します。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行します。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行します。

この規程は、平成23年 6月 1日から施行します。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行します。

この規程は、平成25年12月 1日から施行します。

この規程は、平成26年 7月 1日から施行します。

この規程は、平成30年10月 1日から施行します。
この規程は、令和 元年 7月 1日から施行します。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行します。
この規程は、令和 4年 4月 1日から施行します。
この規程は、令和 5年 4月 1日から施行します。
この規程は、令和 5年10月 1日から施行します。
この規程は、令和 7年 7月 1日から施行します。